

こんなときには・・・ 地方拠点強化税制を 活用できます！

例えば・・・

- ✓ 東京にある事務所を地方に移転したい！
- ✓ 災害対策のため、事務所機能を分散化したい！
- ✓ 地方にある事務所の建物を増築したい！
- ✓ 地方にある事務所の雇用を増やしたい！
- ✓ 地方に研究所や研修所を集約したい！



設備投資額や雇用増加数に応じて、税制優遇等を受けられます（※）！

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。



対象となる業種、企業規模に制限なし。



地方拠点強化税制のポイント

ポイント1

事務所※

研究所

研修所

が対象

※事務所とは、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門のために使用される事務所のこと。

※令和4年度改正において、対象となる事務所に「**情報サービス事業部門(ソフトウェア開発等を含む)**」のために使用される事務所を追加するなどの緩和を実現。

ポイント2

移転型

地方移転の促進



東京23区からの移転（一部移転を含む）

or

が対象

拡充型

地方⇒地方への移転



地方における拡充

- ・東京23区以外の地方に事務所等を置く企業が、地方拠点を整備する場合等。
- ・地方の事務所等を地方に移転する場合等。
- ・地方において、新しく起業するために事務所等を整備する場合等。

ポイント3

オフィス減税は、
建物等の取得価額の

and/or

雇用促進税制は、
増加した従業員1人当たり

最大7%の税額控除

or

最大25%の特別償却

最大90万円の税額控除
(3年間で**最大170万円**)

が受けられる

地域再生法の「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に関する特例措置

制度の概要

地方における雇用の創出を通じて地方への新たな人の流れを生み出すため、「地方活力向上地域等」において「特定業務施設※」を整備する事業が地域再生計画に位置付けられている場合、当該事業の実施に関する計画について知事の認定を受けた事業者に対し、課税の特例等の措置が講じられる。

※事務所、研究所、研修所

事業スキーム

(地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく)

国
「基本方針」

申請

認定

都道府県／都道府県及び市町村
「地域再生計画」

(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業)

申請

認定

事業者
「地方活力向上地域等
特定業務施設整備計画」

特例措置の概要

地方拠点強化税制

① **特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）**
認定事業者が特定業務施設の新設又は増設に際して取得等した建物、附属設備及び構築物に係る特別償却又は税額控除



② **特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）**
認定事業者が特定業務施設において新たに雇い入れた従業員等に係る税額控除



③ **認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置**
特定業務施設を新設又は増設した認定事業者について、地方公共団体が当該施設に課すべき固定資産税等を課税免除又は不均一課税した場合の減収額に対する地方交付税による補填

④ **独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証制度**
認定事業者が行う特定業務施設の整備に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証

⑤ **政府系金融機関（日本政策金融公庫）による融資制度**
認定事業者（中小企業者）の設備・運転に必要な資金を長期かつ固定金利で融資